

取消処分者講習実施要綱の制定について

平成15年9月24日
例規（試）第30号
千葉県警察本部長

〔沿革〕 平成17年6月例規（試）第32号
平成24年4月例規（免）第21号
平成26年5月例規（免）第33号

平成20年1月例規（免）第2号
平成25年3月例規（免）第20号
平成29年3月例規（免）第9号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定し、平成15年9月24日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、取消処分者講習実施要綱の制定について（平成13年例規（試）第13号）は廃止する。

別添

取消処分者講習実施要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）及び千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）に基づく取消処分者講習（以下「講習」という。）の実施に関する必要な事項を定め、講習の適正かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 講習の実施

1 講習の実施

- (1) 講習は、交通部運転免許本部免許課（以下「免許課」という。）及び指定講習機関において実施するものとする。
- (2) 交通部運転免許本部免許課長（以下「免許課長」という。）は、この要綱の定めるところにより講習の実施及びこれに関する事務を処理するものとする。

2 講習指導員等

(1) 講習指導員

講習指導員は、免許課長が課員（巡査部長以上の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員）の中から次に掲げる要件を満たしている者を選任するものとする。

ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けていること。

イ 講習に使用できる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けていること。

ウ 運転適性検査等の実務経験が豊富であること。

エ 人格、識見ともに優れていること。

オ 講習のうち、飲酒運転を理由として運転免許の取消処分を受けた者等を対象と

するもの（以下「飲酒取消講習」という。）において、「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第1及び別表第2）に定める、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッションの各講習科目を行う講習指導員については、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けていること。

（2）運転適性指導員

指定講習機関における講習担当者（以下「運転適性指導員」という。）は、国家公安委員会が指定した講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修）を終了した者又は公安委員会が行う審査に合格した者とし、飲酒取消講習を実施する場合において、「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第1及び別表第2）に定める、アルコールスクリーニングテスト、ブリーフ・インターベンション①、ブリーフ・インターベンション②及びディスカッションの各講習科目を行う運転適性指導員については、アルコール依存症の専門医により、それぞれの教養を受けた者とする。

（3）講習指導員等の資質の向上

免許課長は、講習指導員及び運転適性指導員（以下「講習指導員等」という。）に対する実務実習を実施するほか、教養及び研修会を随時開催し、講習に関する知識、技術、指導能力等の向上に努めるものとする。

（4）講習指導員等の心構え

講習指導員等は、次に掲げる事項に配慮するとともに、受講者の運転行動の実態に応じて、その心理的、性格的危険性を改善させ、講習の実効が上がるように努めなければならない。

ア 常に、個別安全指導の基本となるカウンセリング・マインドの研さんに努め、誠意をもって講習に従事すること。

イ 言語、態度及び服装に気を配るとともに、自らの運転技術の向上、講習科目の研究に努めること。

3 講習対象者

講習は、取消処分者等及び準取消処分者等を対象とする。ただし、当該講習対象者のうち、以下のいずれかに該当する者については、飲酒取消講習の対象とする。

（1）運転免許の取消処分に係る累積点数の中に、酒気帯び運転、酒酔い運転又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4までの罪でアルコールの影響によるもの（以下「飲酒運転」という。）の法令違反が含まれている者

（2）無免許で飲酒運転の法令違反がある者

第3 講習期間及び学級編成等

1 講習時間及び実施期間

（1）講習時間

講習時間は13時間（道路交通法施行規則第38条第2項第5号）とする。

（2）実施期間

ア 一般講習

飲酒取消講習以外の講習（以下「一般講習」という。）は、13時間を連続する2日間で行うものとする。ただし、やむを得ず連続する日で実施することができない場合には、第1日目に近接する日を第2日目に指定するものとする。

イ 飲酒取消講習

飲酒取消講習は13時間を2日間で行い、第2日目については、第1日目を起算日として30日を経過した日以降に実施することとする。ただし、やむを得ずこれにより難しい場合には、第1日目を起算日として30日を経過する日に近接した日に第2日目を指定するものとする。

2 学級の編成

受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、四輪車や二輪車の学級編成を行い、講習対象者の区分は、原則として受講者が得ようとしている免許の種類に応じて行うものとする。ただし、当該種類に係る運転技量が著しく未熟な場合等、講習の効果が十分期待できないと認められる場合は、この限りでない。

3 グループの編成

- (1) 1学級の人員は、1グループ3人を単位として計9人の編成を基準とし、1グループについて、講習指導員等1人が担当するとともに、9人編成につき補助者を1人充てることを原則とする。

なお、指定講習機関の補助者についても、運転適性指導員を充てるものとする。

- (2) 二輪車による講習において、両耳の聴力（補聴器により補われた聴力を含む。）が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえるものであることとする適性試験の合格基準を満たさない聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

第4 運転適性指導

運転適性指導は、筆記による検査、口頭による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査（以下「実車」という。）及び運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査に基づき実施するものとする。

1 筆記又は口頭による検査に基づく指導

筆記又は口頭による運転適性検査には、科警研73C又はこれと同等以上の運転適性診断資料を使用して実施し、その結果により、運転適性診断票（別記様式第1号）を作成するとともに、これに基づきカウンセリング等の指導を行うこと。

なお、運転適性診断資料は、カウンセリング等の後、受講者本人に交付すること。

2 運転適性検査器材使用による指導

運転適性検査器材使用による指導は、第5の4の運転適性検査器材を使用した検査を行い、検査結果票に基づいて安全運転の心構え等を指導すること。

3 実車による指導、運転シミュレーター操作による指導

(1) 実車による指導

ア 実車による指導場所の設定

(ア) 四輪者学級

運転技能診断（以下「技能診断」という。）を実施する場所及び内容（以下「講習路」という。）については、四輪車の講習路設定の基準の着眼点（別表第3）に基づき設定すること。ただし、道路については、当該道路を管轄する署長の意見を聴いて設定すること。

なお、原則として仮免許保有者は道路で、非保有者はコースで技能診断を行うこと。この場合において、道路で技能診断を行うときは、講習用車両に「講習中」である旨を表示する標識及び法第87条第3項に規定する「仮免許練習中」の標識を見やすい位置に掲示すること。

(イ) 二輪車学級

技能診断を実施する場合のコースの設定については、二輪車技能診断課題設定の基準（別表第4）に基づき設定すること。

イ 使用車両

技能診断では、四輪車学級にあつては普通自動車、二輪車学級にあつては普通自動二輪車又は原動機付自転車を使用すること。

ウ 技能診断

技能診断には運転技能診断票（別記様式第2号）を使用し、カウンセリング等で使用した後は、受講者本人に交付すること。

(2) 運転シミュレーター操作による指導

ア 実車による指導のみでは指導が困難な交通事故その他の危険場面等について擬似体験させて、受講者の運転行動の危険性等を診断して指導を行うこと。

イ 使用する運転シミュレーターは、受講者が得ようとしている免許の種類に応じ、四輪車用及び二輪車用とすること。

第5 講習用教材

講習用教材は、次のとおりとするものとする。

1 教本、視聴覚教材等

教本、視聴覚教材等は、取消処分者講習にふさわしい教本、千葉県の実態に関する内容の資料、危険予測、事故事例等に関する視聴覚教材等とすること。また、筆記による検査のために、所要の運転適性検査用紙を用いること。飲酒取消講習を行う場合には、アルコールチェッカー（アルコール検知器）、アルコールスクリーニングテスト用紙、ブリーフ・インターベンション用ワークブック及びディスカッション資料を用いること。

2 自動車等

自動車等は、普通自動車、普通自動二輪車及び原動機付自転車とすること。普通自動車については、マニュアル式及びオートマチック式で補助ブレーキ等の装置を装備したもの、大型自動二輪車及び普通自動二輪車については、マニュアル式及びオートマチック式のもの、原動機付自転車については、原則としてスクータータイプのものとする。

3 運転シミュレーター

運転シミュレーターは、形式認定を受けたものを用い、その種類は四輪車用及び二

輪車用とすること。

4 運転適性検査器材

運転適性検査器材は、動体視力検査器並びに夜間視力検査器並びに運転において必要な視覚を通じた刺激に対する反応の速度及び正確性を検査する器材とすること。

5 実車による指導に必要な器材等

(1) ブレーキ操作力表示装置

(2) 無線信号灯

(3) 残跡装置

(4) 上記装置に必要な付属品

第6 講習方法等

1 受講申請の受理

受講者から取消処分者講習受講申請書（細則別記第12号様式）の提出があった場合には、運転免許欠格期間、手数料等を点検し、本人であることを確認した上で受理するものとする。

2 受講日の指定

講習は、受講者からの申請に基づき、免許課長が受講日を指定する予約制によって実施するものとする。

なお、受講日を指定した場合は、取消処分者講習予約簿（別記様式第3号）に登載するとともに、受講者に対し、受講予約票（別記様式第4号）を交付するものとする。

3 講習実施日

(1) 免許課における講習実施日

免許課長は、千葉県の実施に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）に基づく休日、受講人員等を考慮し、実施月の2か月前までに週2回を基本として実施日を決定するものとする。

(2) 指定講習機関における講習実施日

免許課長は、指定講習機関に対し実施月の2か月前までに取消処分者講習実施計画書（別記様式第5号）を提出させ、週1回以上を基本として実施日を決定するものとする。

4 講習内容

一般講習については「取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第5及び別表第6）に、飲酒取消講習については「飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目」（別表第1及び別表第2）に準拠し行うものとする。

なお、降雪等の悪天候により予定していた講習科目の実施が困難な場合は、現場の状況により講習科目等を適宜変更するものとする。

5 講習終了証明書の交付

講習実施機関は、講習を終了した者に対し、取消処分者講習終了証明書（別記様式第6号）に写真を貼付して正本を交付するとともに、副本を保管するものとする。

なお、指定講習機関において取消処分者講習終了証明書を交付したときは、その写しを免許課長に送付させるものとする。

6 講習終了者登録

免許課長は、講習が終了した場合、速やかに受講者の氏名等を警察庁情報処理センターに登録するものとする。

なお、指定講習機関において講習が終了したときは、取消処分者講習実施結果報告書（別記様式第7号）により、講習終了当日に免許課長に報告させるものとする。

7 講習終了証明書の再交付

講習実施機関は、講習を終了した者から亡失、滅失又は汚損等の理由により、講習終了証明書の再交付の申出があった場合は、取消処分者講習終了証明書再交付申請書（別記様式第8号。以下「再交付申請書」という。）により申請させるものとする。

なお、他の公安委員会又は他の公安委員会が管轄する指定講習機関で受講し、本県に住所を変更した者から再交付の申出があった場合は、講習を実施した公安委員会又は指定講習機関宛ての再交付申請書を作成させるものとする。

第7 講習実施上の留意事項

1 指定講習機関に対する指導・監督

免許課長は、指定講習機関に対し、必要な命令、報告・資料の提出要求、講習の立会い等を実施して、指定講習機関における講習が、適正かつ確実に行われるよう指導・監督に努めるものとする。

2 各種事故防止

講習指導員等は、講習中の各種事故防止に万全を期するため、特段の配慮をするものとする。特に二輪車による技能診断を実施する場合は、ヘルメット、手袋等を確実に装着させるものとする。

3 講習効果の測定

免許課長は、講習の効果を測定するため、受講者の受講後の交通違反、交通事故の発生状況を追跡調査の上で資料化して、効果的な講習に資するように努めるものとする。

別表第1 (第2の2の(1)のオ)

飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー (アルコール検知器) 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断	(1) 診断のねらいと心構え (2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。その技術を助言する。	90分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 仮免を有する者…道路仮免のない者…コース受講者全員に対し補助者1人
	適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのことを助言する。	60分	個別的指導			
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせ、自らのアルコール依存の程度を自覚させる。	10分	全員	1人	AUDIT検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者3人につき、 担当者1人	ワークブック	
呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	アルコールチェッカー (アルコール検知器)		
危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人	
道路又はコースでの技能診断	運転技能の診断と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出し	車の動きが第1日目と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ第1日目の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車		

		に警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。					
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60分	個別的指導			
第2日	ブリーフ・インターベンション②	ワークブック（日記）の記載内容の確認及び目標の達成状況の確認	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
	ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。	50分	討議形式	受講者6人以上につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりです。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、プレーキの活用ができないこと。受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

- 備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
2 アルコールスクリーニングテスト（AUDIT）とは、WHO（世界保健機関）が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。
3 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

別表第2（第2の2の（1）のオ）

飲酒取消講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	呼気検査 運転適性検査	開講 呼気検査 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、呼気検査及び運転適性検査を実施する。運転適性検査では、自分の力を出し切るよう指導する。	70分	全員	1人	アルコールチェッカー（アルコール検知器） 運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	40分	グループ別 (3人)	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要のあることを気付かせるような内容のものとする。 把握した診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断(1)	(1) 診断のねらいと心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を作成する。	90分	グループ別 (3人)	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。 担当者の診断方法は定式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
	適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。	60分	個別的指導			
	アルコールスクリーニングテスト	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせる。	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)を行わせ、自らのアルコールの依存度を自覚させる。	10分	全員	1人	AUDIT検査用紙	
	ブリーフ・インターベンション①	アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)の結果に基づく指導を行う。 ワークブックを記載させる。	自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すよう指導する。 ワークブックの記載方法を説明し、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるとともに、講習期間中の飲酒量の変化や目標の達成状況について記録させる。	90分	個別的指導	受講者3人につき、 担当者1人	ワークブック	
呼気検査	呼気検査	呼気検査を実施する。	10分	全員	1人	アルコールチェッカー（アルコール検知器）		
危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材		
		課題実施前の助言は	はじめに、運転技能の診断				大型自動二輪車	補助者1人

第2日	運転技能の診断(2)	次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること (2) 駐停車車両の陰小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること (3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること (4) 二輪車の特性に応じた走行をすること	(1)と同じ慣熟走行を実施し、第1日目の技能診断による指導が生かされているかを確認チェックする。車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。 そして、運転技能の診断(1)と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、第1日目の運転と比較して、どこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の度合いを把握できることになる。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、担当者1人	普通自動二輪車 原動機付自転車	実施方法は、運転技能の診断(1)と同じ。
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。	60分	個別的指導			
	ブリーフ・インターベンション②	ワークブック(日記)の記載内容の確認及び目標達成程度の確認	ブリーフ・インターベンション①で設定した目標の達成状況や飲酒量の変化を確認し、個人ごとに飲酒行動や運転行動の改善について指導する。	60分	個別的指導	受講者3人につき、担当者1人	ワークブック	
	ディスカッション	飲酒運転をテーマとしたディスカッションを行い、飲酒運転の危険性・悪質性を理解させる。	自らの飲酒運転経験を発表させ、飲酒運転を行ってしまった理由や今後、飲酒運転を行わないための方策等について議論させ、飲酒運転に対する問題意識をもたせるよう、指導する。	50分	討議形式	受講者6人以下につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりです。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができないこと。受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

- 備考 1 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。
2 アルコールスクリーニングテスト(AUDIT)とは、WHO(世界保健機関)が開発した、飲酒問題の程度を調べるテストをいう。
3 ブリーフ・インターベンションとは、自らのアルコール依存の程度を自覚させ、飲酒行動の改善を促すとともに、問題飲酒行動及び飲酒運転抑止のための目標設定を行わせるなどの短時間のカウンセリングをいう。

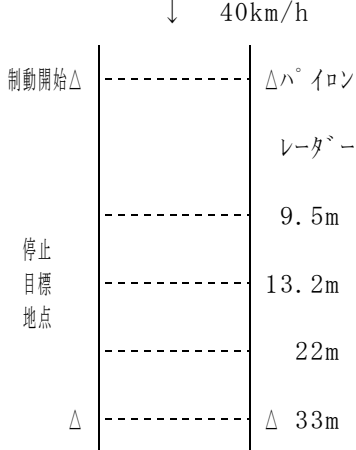
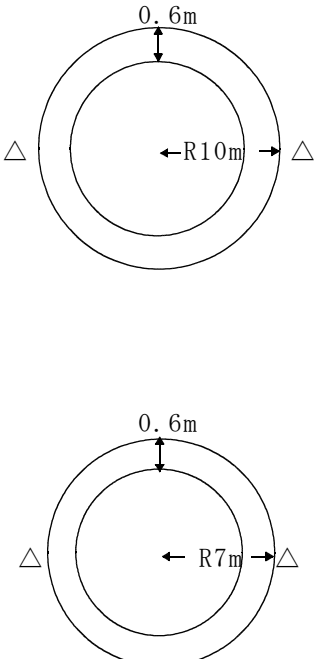
別表第3（第4の3の（1）のア）

四輪車の講習路設定の基準と診断の着眼点

実施場所別	講習路の形状	診断の着眼点
<p>1 道路 （所要時間 15～20 分）（走行距離 4～5km）</p>	<p>普通免許の技能試験コースに 準じたものとし、</p> <p>（1）広路 （往復2車線の内側） 交通量の少ない所を1箇所入れた 方がよい。</p> <p>（2）狭路 商店街（ない場合は、細街路） 住宅街</p> <p>（3）歩車道区分有無 （1）、（2）ともできれば両 側にあるところ</p>	<p>速度の加減速の状況</p> <p>飛び出しに対する警戒の仕方</p> <p>歩行者、自転車への応じ方</p>
<p>2 コース （所要時間 10～15 分）走行距離 2～3km）</p>	<p>（1）外周、外回り</p> <p>（2）外周、内回り</p> <p>（3）クランクS字</p> <p>（4）見通しの悪い交差点 直線、右折、左折</p>	<p>速度の加減速の状況</p> <p>交差道路への対応</p> <p>ハンドルさばき 減速調整</p> <p>飛び出しに対する警戒状況</p>

別表第4（第4の3の（1）のア）

二輪車技能診断課題設定の基準

課題	課題設定の基準	指導のねらい
1 慣熟走行		<ul style="list-style-type: none"> ①最初は低速で外周を走行する。 ②2回目は外周3周を走行後、S、クランク等の屈曲コースに入り、順次速度を上げる。 ③受講者が走ったとの感を持つまで走行する。
2 目標制動		<ul style="list-style-type: none"> ①40 km/hで行う。ただし、原付は30 km/hとする。 ②前輪、後輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。 ③目標地点に停止できない場合には、再度繰り返して行う。 ④後輪ブレーキは13.2m以下ではロックするので、1回限りとする。 ⑤ギアは4速以上とする。（エンジンプレーキがかからないため） ⑥走行順序は、技能の高い受講者からとする。
3 コーナリング		<ul style="list-style-type: none"> ①一定の速度で旋回させる。 ②指示速度は、10 km/hから2～3 km/hずつあげる。 ③半径10 m円が設置できない場合は、半径7 mでもよい。 ④受講者が所定の速度に達したなら、警笛を鳴らさせ、他の受講者が半周する時間を計測し、速度に換算の上、記録する。 ⑤指導員が危険と判断するまでは、受講者に聞きながら速度を上げられるまで上げさせる。

指導のねらい

1 慣熟走行

2 目標制動

3 コーナリング

課題設定の基準

- ①最初は低速で外周を走行する。
- ②2回目は外周3周を走行後、S、クランク等の屈曲コースに入り、順次速度を上げる。
- ③受講者が走ったとの感を持つまで走行する。

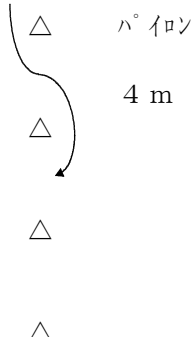
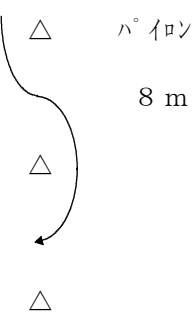
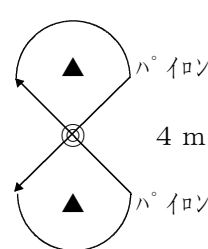
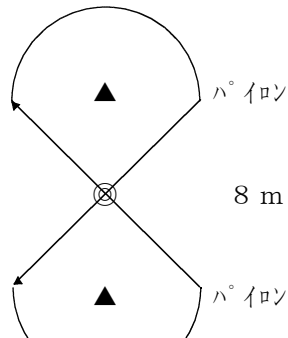
○受講者の技能レベルと問題走行を見極める。

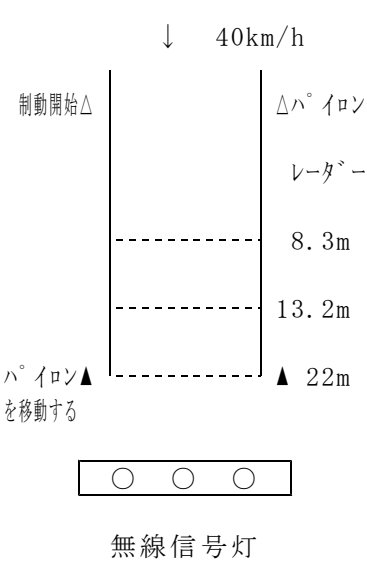
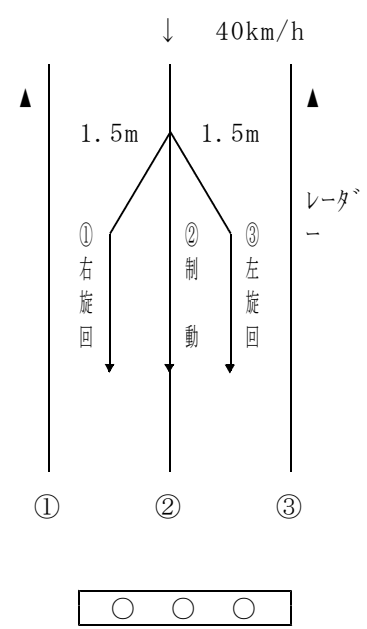
- ①40 km/hで行う。ただし、原付は30 km/hとする。
- ②前輪、後輪、前後輪同時ブレーキの順で行う。
- ③目標地点に停止できない場合には、再度繰り返して行う。
- ④後輪ブレーキは13.2m以下ではロックするので、1回限りとする。
- ⑤ギアは4速以上とする。（エンジンプレーキがかからないため）
- ⑥走行順序は、技能の高い受講者からとする。

○理解しているブレーキと実際の違いを自覚させる。
○バランス、ブレーキ操作、乗車姿勢が容易でないことを認識させる

- ①一定の速度で旋回させる。
- ②指示速度は、10 km/hから2～3 km/hずつあげる。
- ③半径10 m円が設置できない場合は、半径7 mでもよい。
- ④受講者が所定の速度に達したなら、警笛を鳴らさせ、他の受講者が半周する時間を計測し、速度に換算の上、記録する。
- ⑤指導員が危険と判断するまでは、受講者に聞きながら速度を上げられるまで上げさせる。

○カーブでの進路保持の難しさを認識させる。
○曲率と自分の限界速度を自覚させる。

<p>4 スラローム</p>	 	<ol style="list-style-type: none"> ①パイロン間隔は、4 m と 8 m の 2 種類とし、4 m から始める。 ②走行速度は、低速度から順次速度を上げるように指示する。 ③他の受講者に通過時間を計測させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○パイロンの短いコースでは車を倒さずハンドルで曲がることを体験させる。 ○わずかな速度超過、操作遅れがパイロンクリアーできないことを認識させる。
<p>5 8の字巡回</p>	 	<ol style="list-style-type: none"> ①パイロン間隔 4 m では単独走行させ、順次巡回半径を短くさせる。 ②パイロン間隔 8 m では 2 台同時に走行させ、4 周した後離脱し、次の受講者を進入させる 	<ul style="list-style-type: none"> ○低速度でのコース取りの難しさを認識させる。

<p>6 緊急制動</p>		<ol style="list-style-type: none"> ① 40 km/h～50 km/hで行う。 ただし、原付は30 km/h～40 km/hとする。 ② 後輪、前輪、前後輪同時ブレーキの順で行う ③ 制動開始地点通過時に制動合図を出す信号灯を準備する。 ④ ブレーキ操作力を表示する測定器により指導すると効果的である。 ⑤ 1人乗り制動が終わった時点で2人乗り制動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制動の限界を認識させる。 ○ 2人乗りブレーキの特性を理解させる。
<p>7 緊急回避</p>		<ol style="list-style-type: none"> ① 指示速度を必ず守らせる。 ② まず、全員に合図と同時に緊急制動を行わせ、他の受講者に停止距離を測定させて記録させる。 ③ 3種類の合図を定めてランダムに合図を出させ、停止、右旋回、左旋回を行わせ、その距離を測定、記録させる。 最初は、「あて感」で方向を間違えても続けさせるが、途中で全員を集め実際の交通場面で間違えることが何を意味するかを問い、注意を促した後、再開する。 ④ 車両の進行状況を明確にするため、残跡装置を車両に装備すると指導に説得力が出る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知、判断を要求される操作は、単純操作に比べて時間がかかることを体験し、安全運転の本質を理解させる。

別表第5（第6の4）

取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「四輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	1人	運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要があることを気付かせるような内容のものとする。 運転適性検査結果に結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	適性診断結果による指導・助言	運転適性診断書を受講者に渡し、それを見ながら運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にあることを、それとなく気付かせるように仕向ける。	自らの運転の仕方を反省する必要があることを気付かせ、弱点が車の動きに表れないようにするためにはどうしたらよいかを考えさせる。 そして、できるだけ処分事由となった事故、違反と適性検査結果とを結び付けて考えるように示唆する。 最後に、安全運転実行のためのこつを助言する。	120分	個別的指導			
	運転技能の診断	(1) 診断のねらいと心構え (2) 道路又はコースでの技能診断 (3) チェックリストによる長所、短所の説明 (4) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明	運転時の危険な癖を指摘し、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	120分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	受講後取得しようとする免許に対応する自動車によって行う。 仮免を有する者…道路 仮免のない者…コース 受講者全員に対し補助者1人
	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	運転席からの死角に対する気配りの必要性を強調して、突発的な事態の変化を想定しながら、慎重に運転する必要性を知らせる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	道路又はコースでの技能診断	運転技能の診断と同じメンバーで同じ講習路を走る。走行前の助言は、次のとおり。 (1) できるだけ広い範囲を見ること。 (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること。 (3) 歩行者、自転車等に不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること。	車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。 場合によっては、同じ講習路をもう1度走らせる。 受講者の運転について、1人ずつ昨日の運転と比較してどこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の効用の度合いを把握できることになる。	150分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	自動車	受講者全員に対し補助者1人
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) 道路又はコースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように、刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。 事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現す	90分	個別的指導			

第2日		<p>(3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。</p> <p>(4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。</p>	<p>必要があることを強調し、指導する。</p> <p>飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。</p>						
	<p>講習から得られるものは何か</p>	<p>何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていればよい。</p>	<p>質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。</p> <p>(1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりです。</p> <p>(2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。</p> <p>(3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。</p> <p>(4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができない。受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。</p> <p>嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講してよかったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。</p>	60分	全員	1人			補助者1人

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別表第6 (第6の4)

取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目「二輪車用」

日	講習科目	講習細目	留意事項	時間	形式	担当者	資器材の装備	備考
第1日	運転適性検査	開講 運転適性検査	講習の目的とその日程について簡単に説明し、直ちに、運転適性検査を実施する。自分の力を出し切るよう指導する。	60分	全員	1人	運転適性検査用紙	受講者9人以内 受講者全員に対し補助者1人 1グループ3人 補助者は、運転適性検査を補助する。
	導入	(1) 講習目的と方法の説明 (2) 講師及び受講者の自己紹介	明るく率直な雰囲気を作り、何を話してもよいという気持ちを抱くよう仕向ける。 受講者の日頃の利用車種、車歴等を話させることで、寡黙の時間が続かないようにする。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人		担当者は、同じグループを引き続き担当する。 補助者1人 補助者は、運転適性検査を採点し、診断票を作成する。
	運転技能の診断(1-1)	(1) 診断のねらいと心構え (2) コースでの技能診断 (3) チェックリストの作成	① 日常点検・取り回し ② 慣熟走行 ③ 目標制動 ④ コーナリング ⑤ スラローム ⑥ 8の字旋回 ⑦ 緊急制動 ⑧ 緊急回避 コースにおいて示した課題を行わせることにより、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させる。 その者の特性を把握し、診断票を作成する。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	車両は、受講者1名に1台 補助者1人 課題は、①及び②のほか③～⑧のうち数課題を指定して実施する。 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は補助者の先導で集団走行させ、最初の2周は極低速で走行し状況を見ながら順次速度を上げる。
	性格と運転の概説	視聴覚教材により性格特徴が運転の仕方に表れる可能性のあることを示唆する。	自らの弱点を冷静に見つめる必要のあることを気付かせるような内容のものとする。 把握した診断結果及び運転適性検査結果を結び付け、安全な運転の在り方について指導する。	60分	全員	1人	視聴覚教材	補助者1人
	運転技能の診断(1-2)	(1) コースでの技能診断 (2) チェックリストによる長所、短所の説明 (3) 適性診断結果と照合した運転特徴の説明	前回の技能診断と同じ課題により再び行わせ、改善されていない点や運転時の危険な癖を指摘して、それが今後の運転に表れないようにするための方法を具体的に考えさせる。 その技術を助言する。	60分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	補助者1人 担当者の診断方法は定置式とする。 慣熟走行は集団走行させ、補助者が先導する。
	適性・技能診断結果による指導・助言	運転適性診断結果及び技能診断結果に基づき、運転時の危険と直結しやすい弱点を指摘し、事故を起こしやすい要素が自らの中にもあることをそれとなく気付かせるように仕向ける。	技能診断の体験をもとに、二輪車の動きが運転者や速度によってどう違うか、これまでの思い込みとの相違点を話させ、気付かせる。互いの運転の違いを比較させ、処分事由となった事故、違反と適性検査結果を結び付けて考えるよう示唆し、どうすることが大事かを考えさせる。 第2日目の受講を考え、押しつける指導ではなく、希望を持たせる配慮が必要。	120分	個別的指導			
	運転技能の診断(2)	課題実施前の助言は次のとおりである。 (1) できるだけ広い範囲を見ること (2) 駐停車車両の陰、小交差道路などからの飛び出しに警戒を強めること (3) 歩行者、自転車などに不安を感じたときは、減速することを考えて運転すること (4) 二輪車の特性に	はじめに、技能運転の診断1-1と同じ慣熟走行を実施し、昨日の技能診断による指導が生かされているかを確認チェックする。車の動きが昨日と変わらず乱暴であれば、状況に応じた早めの減速が実行されていないことを指摘する。場合によっては、同じコースを、もう1度走らせる。 そして、技能運転の診断1-1と同じ課題を行い、受講者の運転について1人ずつ、二輪車の危険性は運転行動と密接な関係があることを理解させるため、昨日の運転と比較し	150分	グループ(3人)別	受講者3人につき、 担当者1人	大型自動二輪車 普通自動二輪車 原動機付自転車	補助者1人 実施方法は、運転技能の診断1-1に同じ。

第2日		応じた走行をすること	て、どこが改善されているかを講評する。 なお、この際アンケートをとり、他のメンバーの運転に対する感想を記載させるようにすれば、この訓練の度合いを把握できることになる。					
	危険予知運転の解説	運転席から見えない部分に対する警戒心を高めるための方策を考えさせる。	画像を見て、何が問題かを相互に話し合わせる。二輪、四輪の運転席からの死角に対する注意、突発的な事態の変化を各人の経験に照らし話させ、安全運転の必要性、対処法を認識させる。	60分	全員	1人	視聴覚教材	
	安全運転実行のための指導・助言	(1) 適性・技能診断書から何が危険かを示唆する。 (2) コースでの訓練結果から改善されたものと、まだ今後気を付けるべき事柄を指摘する。 (3) 危険予知運転の大切さを改めて気付かせる。 (4) 社会の中の自分、ルール、マナーの在り方を理解させる。	適性・技能診断書を見せながら指導する。 自らの長所・短所を冷静に見つめ、短所が車の動きとして表れないように刻々と変化する運転時の自らの心の動きを抑制する必要がある。事故を起こしたくない気持ちを、このように、車の動きとして表現する必要があることを強調し、指導する。 飲酒ゴーグルを活用して、飲酒による視覚機能の変化を疑似体験させる。	90分	個別的指導			
	講習から得られるものは何か	何が得られたかを中心課題として、受講者の心に残るもの、講習に対する印象の大略を把握する。運転時の意識の在り方の大切さが理解されていけばよい。	質疑応答により、担当者が受講者の発言を促しながら進める。進め方の形式にこだわりなく、次のような結論に導く。 (1) 運転の改善は、一気にできるものではない。毎日を訓練のつもりとする。 (2) 受講内容を時々思い浮かべながら運転する。 (3) 状況の変化には、一呼吸早めの減速で応じる。 (4) 先急ぎの気持ち、わがままさ、横着さを刻々と抑えなければ、ブレーキの活用ができないこと。受講者の心に残ったもの、受講後の改善意欲を感想文にまとめさせる。 嫌々ながら受講しているうちに、何かに気付き、受講して良かったという気持ちを抱いている可能性がある。このような気持ちを大事にしながら講習を終了させる。	60分	全員	1人		補助者1人

備考 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。

別 記

様式第1号 (第4の1)

運 転 適 性 診 断 票

番 号 _____

検 査 日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日生

(満 ____ 歳 ____ 月)

1 適性検査結果表

判 定 値	① 劣る	② やや劣る	③ 普通	④ やや優	⑤ 優
総 合 判 定 値					
1 動作の正確さ	3	6	9	12	15
2 動作の速さ	3	6	9	12	15
3 精神的活動性	5	10	15	20	25
4 衝動抑止性	4	8	12	16	20
5 情緒安定性	6	12	18	24	30
G 自己顕示性					
N 神経質傾向					
D 抑うつ性					
H 感情高揚性					
A 攻撃性					
C 協調性					

L 11 24 74 19 32 54 39

2 ワンポイントアドバイス

様式第2号（第4の3の（1）のウ）

（表）

運 転 技 能 診 断 票

氏名		生 年 月 日	年 月 日生	歳
実施年月日	年 月 日	取消処分等年月日	年 月 日	
発進時及びその直後の印象				評価値
注意の仕方	視 点… 状況確認… 危険予知…	近い、一点集中、片寄り、むら 中途半端、遅れ、見落とし、わき見 殆どなし、甘い、やや甘い		
運転操作	ハンドル… ブレーキ… アクセル… クラッチ… その他…	ふらつき、とられ、遅れ、急、やや急 遅れ、急、やや急、不要、予告運動、ハンドブレーキ むら、急、やや急、エンジンプレーキ 足のせ、急、早切り、不要 全般に粗い、操作を急ぐ、ドアロック、シートベルト	評価値	
走行特徴	合 速 度… 停 止… 信 号… 標 識・標 示… 交 差 点… 誘 導… 交 差 判 断… 弱 者 保 護… 危 険 回 避…	遅れ、やや遅れ、忘れ 早すぎ、徐行せず、遅すぎ、流れに乗れず 位置出すぎ、不完全停止、不停止 無視、軽視、見込み発進 無関心、軽視 右小回り、左大回り、まごつく、追い越し、他車妨害 中央線オーバー、ジグザグ、走行位置、通行区分 車間距離、追い越し、進路変更、すれ違い 寄りすぎ、早すぎ、無関心、排除 ハンドル、クラクション、回避せず		
性格的特徴・運転態度	衝 動 性… 攻 撃 性… 自 己 顕 示 性… 気 分 易 変 性… 神 経 質… 抑 う つ 性… 粘 着 性… 意 志 解 消… 特 異 性…	先急ぎ、せっかち、あせる、軽率 排他、拒否、無視、わがまま 格好をつける、あえて無理をする 調子っぽい、気分左右される、すぐ興奮する 緊張しすぎ、遅い、集中できず、気づかない おどおどする、なんとなく弱気 転換悪い、無我夢中、反応にぶり、もたつく ぼんやり、勘違い 突飛、ぶつぶついう、鼻歌まじり、状況を全く考慮しない	評価値	
走行中の印象				

(裏)

(発進) 時 分 (帰着) 時 分 (走行キロ) km

総合評価値		車中談による安全意識の評価値
事故	免許取得後 () 回 過去2年以内 () 回 (かすり傷程度の事故も)	内容： 内容：
違反	免許取得後 () 回 過去2年以内 () 回	内容： 内容：
どんなことに気を配って運転していますか。		
ハットした回数 () 回 (そのときの状況は)		(1) ハットしただけ () (2) 思わず操作の変更を指示した () (3) 右足が補助ブレーキの方に動いた ()
講師がハットしたとき、受講者がそれをどのように感じたか。		(1) 別にどうも思わなかった。 (2)なんとなく、危険を覚えた。 (3) やや危険に思った。 (4) ハットした。 (5) ブレーキに足をやるか、ハンドルで回避しようとした。
講師がアドバイスされた内容について受講者はどのように感じたか。		(1) それに気付いていなかった。 (2) そう言われれば、そのように思う。 (3) 部分的に、そのとおりだと思った。 (4) まったく、そのとおりだと思った。 (5) 自分に当てはまらないと思った。
自分にどのような運転時の癖があると思っていたか。		
癖が、危険として現れないように、どの程度の努力をしていたか。		(1) 特に改善しようなどとは思わなかった。 (2) ときどき、思い出すたびに改善を試みていた。 (3) いつもとはいえないが、大体において改善に努めていた。 (4) 改善しようと思いながら運転することが多かったといえる。 (5) その他 ()
備考		

様式第3号 (第6の2)

取消処分者講習予約簿

1日目 年 月 日

2日目 年 月 日

番号	講習種別	氏名	年齢	居住市町村	連絡先電話	欠格終了日	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

様式第4号 (第6の2)

受 講 予 約 票

予約番号

講 習 日	1日目	年 月 日 ()
	2日目	年 月 日 ()

フリガナ		性別	扱者
氏 名		男・女	
生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
本 籍			
住 所	電話番号		
希 望 講 習 種 別	四輪・二輪 (自二・原付)		
仮免許証の有無	(有・無) 交付 年 月 日		

注1 欄のみ記入してください。


- 2 受講予約票は、講習日の当日、受付に提出してください。
- 3 集合時間は、2日間とも午前8時30分です。時間は、厳守してください。
- 4 提出書類等
 - (1) 本籍の記載された住民票の写し等
 - (2) 写真2枚 (免許用写真と同基準のもの)
 - (3) 講習手数料
 - (4) 四輪講習を受講される方で、仮運転免許証の交付を受けている場合は、仮運転免許証
- 5 受講時の服装
 - (1) 下駄・サンダル・ハイヒール履きは、ご遠慮ください。
 - (2) 自二・原付講習を受けられる方は、長袖・長ズボン・手袋・ヘルメット・雨天時は雨衣が必要です。
 - (3) 飲酒 (二日酔い等)、シンナーその他の薬物の影響のある方については、講習は受けられません。
- 6 集合場所 (連絡先)
 - (1) 千葉市美浜区浜田2丁目1番
千葉運転免許センター二輪試験棟1階ロビー
電話 043 (274) 2000 内線262又は263
 - (2) 指定講習機関
自動車教習所
所在地 市 電話

様式第5号（第6の5）

教習所コード	
--------	--

年 月 日

千葉県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者 

取消処分者講習実施計画書

月	日	曜 日	講 習 開 始 時 間	備 考
月	1 日 目			
	2 日 目			
	1 日 目			
	2 日 目			
	1 日 目			
	2 日 目			
	1 日 目			
	2 日 目			
	1 日 目			
	2 日 目			
月	1 日 目			
	2 日 目			
	1 日 目			
	2 日 目			
	1 日 目			
	2 日 目			
	1 日 目			
	2 日 目			
	1 日 目			
	2 日 目			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第6号(第6の5)

第	号	写 真 押 出 し スタンプ
取消処分者講習終了証明書		
住	所	
氏	名	
年 月 日生		
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる 取消処分者講習を終了したことを証明する。		
[実 施 機 関]		印
年 月		日

備考

- 1 写真は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。
- 2 実施機関は、交付する「公安委員会名」又は「指定講習機関名及び管理者」とする。

様式第8号（第6の7）

取消処分者講習終了証書再交付申請書 年 月 日 （講習の実施機関名） 殿	
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
本 籍	
住 所	
再交付を申請する 理 由	
受 講 日	年 月 日

備考

- 1 氏名、生年月日、本籍、住所欄は、明瞭にかい書で記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。